

## 社会福祉法人直方市社会福祉協議会 情報公開規程

(目的)

**第1条** この規程は、社会福祉法第24条の趣旨に則り、社会福祉法人直方市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が保有する情報の公開に関し、必要な事項を定め、公正で透明性のある運営を推進することにより、本会に対する住民の理解と信頼の確立を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この規程において、「文書等」とは、本会の役員及び職員（以下「役職員」という。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することのできない方式で作られた記録をいう。以下、同じ。）であって、役職員が組織的に用いるものとして、本会が管理しているものをいう。ただし、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの及び一般の住民の利用に供することを目的として管理されているものを除くものとする。

(本会の責務)

**第3条** 本会は、この規程の解釈及び運用にあたっては、個人に関する情報が保護されるよう最大限の配慮を行うものとする。

(利用者の責務)

**第4条** この規程の定めるところにより、文書等の公開を申し出しようとするものは、適正な申し出に努めるとともに、文書の公開を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

(公開の申し出ができる者)

**第5条** 何人もこの規程に定めるところにより、本会に対して文書等の公開を申し出ることができる。

(公開の申し出方法)

**第6条** 文書等の公開を申し出しようとするものは、本会に対して、別に定める様式（以下「公開申出書」という。）に次の事項を記載し提出しなければならない。

- (1) 氏名又は法人その他の団体の名称及びその代表者の氏名並びに住所
- (2) 文書等の名称その他公開を申し出しようとする文書等を特定するために必要な事項
- (3) その他本会が定める事項

2 本会は、公開申出書に形式上の不備があると認めるときは、公開の申し出をした者（以下「公開申出者」という。）に対し、相当の期間を定めてその補正を求めることができる。この場合において、本会は公開申出者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めるものとする。

3 公開申出者が補正を行わない場合には、当該公開申出に応じないことができる。

(文書等の公開)

**第7条** 本会は、公開申出に係る文書等に次のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、公開申出者に対し、当該文書を開示するものとする。

(1) 法令及び条例（以下「法令等」という。）の規定により、公開することができないと認められる情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、もしくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、身体、生活若しくは財産又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

(3) 法人その他の団体（本会を除く。以下、「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利害を害すると認められるもの。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境を保護するために、おおやけにすることが必要であると認められる情報を除く。

(4) 本会の内部又は本会と他団体との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは円滑な意思決定が不当に損なわれるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 本会が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 調査又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 会議に係る資料、議決事項、会議録等の情報であって、公開することにより、会議の公正又は適正な議事運営が著しく損なわれるおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、本会の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害し、若しくは特定の者に不当な利益又は不利益を生じさせるおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を著しく阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれ

カ 本会に係る事業に関し、法人経営上の正当な利益を害するおそれ

- (6) 本会の要請を受けて、個人又は法人等から、公にしないことの条件で任意に提供された情報であって、個人又は法人等における通例として公にしないとされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認めるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(部分公開)

**第8条** 本会は、公開申出に係る文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができ、かつ、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていると認められるときは、当該部分を除いた部分につき公開するものとする。

(文書等の存否に関する情報)

**第9条** 公開申出に対し、当該公開申出に係る文書等が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を開示することとなるときは、本会は、当該文書の存否を明らかにしないで、当該開示申出を拒否することができる。

(公開申出に対する決定等)

**第10条** 本会は、公開申出に係る文書等の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開申出者に対し、その旨並びに公開をする日時及び場所を書面により通知するものとする。ただし、当該決定の内容が全部公開する旨であって、公開申出者の提出があった日に文書等の公開をするときは、口頭により通知することができる。

2 本会は、公開申出に係る文書等の全部を公開しないとき（第9条の規定により公開申出を拒否するとき及び公開申出に係る文書等を管理していないときを含む。）は、公開しない旨の決定をし、公開申出者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

3 会長は、前2項の規定により、文書等の全部を公開する旨の決定以外の決定をする場合は、各項に規定する書面にその理由を付記しなければならない。

(公開決定等の期限)

**第11条** 前条各項の決定（以下、「公開決定等」という。）は、公開申出書が提出された日から原則として14日以内に行なうものとする。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、本会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、前項に規定する期間を延長することができる。この場合において、本会は、公開申出者に

対し、速やかに書面により通知するものとする。

- 3 前項の場合において、会長は、公開申出書が提出された日から起算して30日以内に決定するよう努めるものとする。

(第三者に対する意見を述べる機会の付与)

**第12条** 公開申出に係る文書等に公開申出者以外のもの(以下、「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、本会は、公開決定等をするに当たって、当該第三者に対し、意見を述べる機会を与えることができる。

(文書等の公開の方法)

**第13条** 本会は、第10条第1項の規定により、文書等の全部又は一部を公開する旨の決定をしたときは、速やかに公開申出者に対し、文書等の公開を行うものとする。

- 2 文書等の公開は、閲覧、視聴又は写しの交付のうち、文書、図画、写真及びフィルムについては、その種別に応じて、電磁的記録については、その種別、情報化の進展状況を勘案し、適切な方法により行う。

- 3 前項の閲覧又は視聴の方法による文書等の公開にあつては、本会は、当該文書等の保存に支障を生じるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しによりこれを行うことができる。

(他の制度との調整など)

**第14条** 本会は、法令等の規定による閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他写しの交付の対象となる文書等については、当該法令等の規定によるものとする。

(費用の負担)

**第15条** この規程による文書等の公開に係る費用は、無料とする。ただし、本会は文書の写しの交付に要する実費について、請求者に負担を求めることができる。

(公開申出をしようとする者に対する情報の提供等)

**第16条** 本会は、公開申出をしようとする者が容易かつ的確に公開申出をすることができるよう、本会が管理する文書等の特定に資する情報の提供その他公開申出をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講じるよう努めるものとする。

(異議の申し出)

**第17条** 公開決定等に不服があるときは、公開決定等があつたことを知った日の翌日から起算して30日以内に、本会に対して書面により異議の申し出(以下「異議申出」という。)をすることができる。

- 2 本会は、前項の異議申出があつた場合は、前項の期間の経過後になされたものであるなど明らかに不適切であるものを除き、当該異議申出の対象となつた公開決定等について再検討を行なつた上で、当該異議申出をした者に対し、書面により、回答するものとする。

(情報提供)

**第18条** 本会は、次に掲げる情報について、本会の機関紙により一般の閲覧に供するとと

もに、本会が設けるインターネットホームページにおいて情報提供を行う。

- (1) 事業概要
- (2) 事業報告書
- (3) 決算書（財産目録、貸借対照表、収支計算書を含むもの）
- (4) 事業計画書
- (5) 予算書
- (6) 定款

2 本会は、前項に掲げる情報については、常に最新のものを提供するよう努めるものとする。

（文書等の管理）

**第19条** 本会は、この規程の適正かつ円滑な運用に資するため、文書を適正に管理するものとする。

（委任）

**第20条** この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、令和4年12月15日から施行する。